　　　　年　　月　　日

協議結果報告書

氏名

　農地転用許可申請に関連して、市関係課と下記のとおり協議したので、結果を報告します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 協議日 |  |
| 担当課 |  | 担当者名 |  |
| 協議事項 |  | | |
| 指示・検討事項 |  | | |
| 協議を踏まえての対応 |  | | |

裏面の協議事項及び注意事項をよく読み、協議した内容をもれなく記入すること。

協議事項

【道路管理課】

協議事項は事案によって異なるため、道路管理課からの指示に従い協議してください。

主に、下記のような事案が対象となります。

・道路との境界について

・道路の占用や払下げ等の計画がある場合は、それらの事項について

・大型車の通行などにより道路が破損する恐れがある場合、それらへの対応について

【河川課】

・水路との境界について

・水路の占用や払下げ等の計画がある場合は、それらの事項について

・申請地に接する河川・水路等が存在する場合、それらの施設への被害防除策について

・公共の水路に排水を行う場合、接続可否について（雨水も含む）

【建築住宅課】

・建築物又は工作物への該当について

【環境政策課】

・土砂等による埋め立てに該当する場合の手続きについて

・騒音・振動等について（工事中も含む）

【図書・博物館】

・埋蔵文化財包括地域に該当する場合、その取扱いについて

【学校教育課及び各学校】

・出入りに通学路を利用する場合、交通安全対策について（工事中も含む）

　（通学路に該当するか否かは学校教育課、該当する場合の協議は各学校）

【その他】

・農業委員会から指摘した事項

注意事項

同様の項目が網羅された書面がある場合、本報告書の代わりとすることができます。

複数の課と協議を行った場合、課ごとに１枚作成してください。

規模により県の所掌となることがあります。その場合、市担当課からの指示に従って県と協議してください。

各協議事項について、該当するか否かが不明瞭な場合についても、各担当課で確認してください。

法定協議が了していない場合及び農地法以外の法令の許可を要し、その許可の見込みが無い場合は、農地転用は許可できません。

本報告書の記載内容について、提出前に担当課で確認するようにしてください。